

判決に関して

平成 29 年 11 月 24 日

小田原蒲鉾協同組合

当組合は、地域団体商標に係る商標権侵害を理由とした、横浜地裁小田原支部に訴訟を提起（事件番号：平成28年（ワ）154号）した判決に関しまして、報道各社、お問い合わせがございましたら、以下にお問い合わせ下さい。当組合としましては、適切な報道をしていただきたいので、判決が出たならば、必ず、判決内容に対する組合のコメントを載せてください。

お問い合わせ先：

特許業務法人 白坂

担当弁理士： 白坂一

住所： 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

新丸の内ビルディング10階 EGG JAPAN

電話： 03-6386-3841

FAX： 050-3156-2786

Email： shirasaka@shirasakapat.com

以上